

(平成22年12月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 44 件

国民年金関係 9 件

厚生年金関係 35 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 51 件

国民年金関係 24 件

厚生年金関係 27 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年12月から56年8月まで

私は、申立期間のうち一部期間について国民年金保険料を納付した領収証書を所持している。そのほかの期間の納付書も郵送されており、申立期間の保険料については納付したはずであるので未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和51年8月及び同年9月については、年度別納付状況リスト及び還付充当、死亡一時金等リストによると、申立人は昭和50年12月22日に国民年金の資格を喪失し、国民年金に未加入の期間となっていることが確認でき、当該期間の国民年金保険料は無資格期間に対する納付として51年10月に還付決議が行われている。

しかし、申立人の公的年金の加入状況及び申立人が所持する申立期間に係る国民健康保険料の領収証書から判断すると、申立人は国内に居住し、被用者年金制度の被保険者ではないことから、当該期間は国民年金の強制加入期間であると考えられる。

また、申立人が所持する国民年金保険料還付請求書には還付金額及び還付理由は記載されておらず、特殊台帳にも還付記録は無いことから、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれ、当該期間については、保険料の還付決議が行われているが、強制被保険者となるべき期間であることから、保険料納付済期間とする必要がある。

一方、申立人は、昭和51年10月から同年12月までの保険料の領収証書を所持していることから、そのほかの期間にも納付書が送られており、申立

期間の保険料を納付したはずであると主張しているところ、同年12月7日付けの国民年金保険料納付期間変更通知書により、同年10月から同年12月までの納付期間は資格喪失後納付のため、当該納付期間を49年10月から50年2月までの期間に充当する旨通知がされているため、この時点で国民年金の資格喪失処理は既に行われ、申立期間は国民年金の未加入期間となっていることが考えられることから、申立人に52年1月以降の保険料の納付書が送付されていたとは考え難く、保険料を納付したことが推認できない。

また、申立期間のうち昭和50年12月から51年7月までの期間については、申立人は当該期間の保険料の納付場所、納付時期等についての記憶が明確ではなく、当該期間に係る保険料の納付状況等が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年8月及び同年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3127

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 49 年 12 月に国民年金に任意加入して、61 年 3 月まで欠かさず国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 12 月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き 61 年 3 月までの国民年金保険料を全て納付しており、保険料を納付していた期間において住所変更手続も適切に行っていることから、申立人の国民年金に対する意識及び保険料の納付意欲は高かったと認められる。

また、申立期間は 3 か月と短期間である上、オンライン記録において、申立人は申立期間直前の保険料を納付していることが確認できることから、当該年度に係る納付書の送付を受けて、申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3128

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月

私は、申立期間の国民年金保険料を父の銀行口座から口座振替により納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、昭和59年4月から、父名義の銀行口座からの振替により国民年金保険料の納付を開始したことが記録されていることから、申立人の主張どおり、申立期間当時、申立人の保険料は父の銀行口座からの振替により納付されていたことがうかがえる。

また、申立期間は1か月と短期間であり、ほかに未納期間が無い上、前後の期間の保険料が納期限内に現年度納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料も納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から62年3月まで

私は昭和61年7月に会社を退職してすぐにA市役所へ行き、国民健康保険と国民年金の加入手続をした。その後、国民年金保険料の納付書が届いた時点から保険料を滞納した記憶は無く、全て納付したつもりであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、国民年金の加入手続の受付日が昭和62年7月2日と記録されており、申立人の国民年金加入手続が同日に行われたことが確認でき、この時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、オンライン記録によれば、加入手続に近接する昭和62年7月6日に納付書（過年度）が作成されており、申立人が加入手続を行った時点で、申立期間の過年度保険料を納付する意思があったことがうかがえる。

さらに、申立期間は加入手続当初の9か月と短期間であり、申立人は国民年金加入期間において申立期間を除き未納が無く、保険料を全て現年度納付していることを勘案すると、申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3130

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年7月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 1 月に会社を退職し、妻がA市役所（現在は、B市A区役所）の保険課に国民健康保険の加入手続に行ったとき、国民年金の加入について尋ねたところ、当時厚生年金保険の受給資格を満たしていたので、国民年金の加入は任意だと言われたため、そのときは国民年金には加入せず、事業を独立する目途がついた 61 年 4 月頃に、妻がA市役所に国民年金の加入手続に行き、国民年金保険料を納付していたのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の受給資格を得て、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 59 年 1 月の数年後、妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、63年10月頃に申立人の加入手続は行われたと推認され、この時点で、申立期間のうち61年7月から63年3月までの期間の保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録には、加入手続に近接する昭和 63 年 10 月 17 日に納付書（過年度）が作成されたことが記録されており、申立人が加入手続を行った際、申立期間の保険料を納付する意思があったことがうかがえる上、申立人が申立期間後は 60 歳で資格を喪失するまで保険料を全て納付していることを勘案すると、申立期間のうち 61 年 7 月から 63 年 3 月までの保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの期間については、加入手続を行った時点で、当該期間の保険料は時効により納付することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 7 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年11月、48年4月から同年8月までの期間、同年10月から49年3月までの期間、50年1月から同年12月までの期間及び54年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月
② 昭和41年4月から42年3月まで
③ 昭和48年4月から同年8月まで
④ 昭和48年10月から49年3月まで
⑤ 昭和50年1月から同年12月まで
⑥ 昭和54年10月から55年3月まで

私は、国民年金保険料の未納分は特例納付制度を利用して納付し、保険料を免除されていた期間は保険料を追納するなどして、国民年金加入期間の全ての保険料を納付してきたはずなのに、申立期間の保険料が未納及び免除とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、還付整理簿により、厚生年金保険との重複納付を理由に昭和36年4月から同年11月の国民年金保険料が還付されていることが確認できるところ、当該還付に係る申立人の厚生年金保険の被保険者期間は34年10月1日から36年11月30日までであり、同年11月は国民年金の被保険者期間となることから、当該11月分の還付は誤還付であり、申立期間①については納付していたものと認められる。
- 2 申立人は、A区に転入後に、国民年金の加入期間の未納及び免除期間の保険料を特例納付制度又は追納により全て納付したと主張していると

ころ、オンライン記録により申立期間③及び④の前後の期間は第3回特例納付制度を利用して、申立期間⑤の前の期間は第3回特例納付制度、後の期間は追納して未納期間や申請免除期間の保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人が、A区に転入した昭和53年7月時点では、申立期間③、④及び⑤は追納可能な期間であり、申立人は国民年金の被保険者期間において、第3回特例納付及び追納により保険料を納付している期間が複数回あるなど、未納期間の解消に努めていたことがうかがわれる上、申立期間③、④及び⑤はそれぞれ短期間であることから追納していたものとするのが自然である。

3 申立期間⑥については、申立人は第3回特例納付制度を利用して複数回にわたって納付しているにもかかわらず、その時点で特例納付保険料より少ない現年度保険料を未納とすることは考え難い上、6か月と短期間であることから、当該期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

4 申立期間②については、申立人がA区に転入した時点で、免除期間の保険料の追納が可能な期間を経過していることから、当該期間の保険料を追納することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②の保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年11月、48年4月から同年8月までの期間、同年10月から49年3月までの期間、50年1月から同年12月までの期間及び54年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月から 47 年 2 月まで
② 昭和 47 年 3 月

申立期間①については、姉は 20 歳になったときに母が国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付し、私についても姉と同様に国民年金に加入していたと思うと言っていること、私も母から大学を卒業して勤め始めたら自分で保険料を納付するよう言われた記憶があることから、申立期間①の保険料は母が納付してくれていたはずであり、未加入とされていることは納得できない。

申立期間②については、自分では漏れなく納付していたはずだが、未納ということであれば、厚生年金保険料と重複納付している昭和 49 年 3 月の国民年金保険料を充当してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人が昭和 47 年 11 月頃に国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、その時点で、申立期間②は過年度納付が可能であり、社会保険事務所（当時）より納付書が送付されていた可能性は高く、申立人は申立期間②後に未納は無いことから、納付意識の高さがうかがわれる上、申立期間②は 1 か月と短期間であることを踏まえると、申立期間②の国民年金保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人が大学生のときに申立人の母が保険料を納付してくれていたと主張しているところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調

査の結果、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年11月頃に申立人が加入手続を行ったもの以外に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、同一住所に居住している同一人物に行政が別の手帳記号番号を払い出すことは考え難く、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は申立期間①当時は大学生で、国民年金は任意の加入対象者であり、強制加入者であった姉とは事情が異なる上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から47年3月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から44年3月まで
② 昭和46年7月から47年3月まで
③ 昭和56年1月から同年3月まで

私は、申立期間①については、昭和44年にA市役所へ転居届を提出したとき、市の職員から国民年金の加入手続を行い、遡って納付することができる2年分の国民年金保険料も合わせて納付するように言われたので、同年10月14日に42年4月から44年9月までの30か月分の保険料をA市役所で納付しており、所持する国民年金手帳に昭和42年度及び43年度の検認印の割印がある。

また、申立期間②及び③については、前後に住所変更を行っているが、当該期間の保険料をB市役所で納付している。

申立期間の保険料は納付しているはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、その前後の国民年金加入期間の国民年金保険料は納付済みである上、当該期間以降に未納は無く、申立期間②は9か月、申立期間③は3か月とそれぞれ短期間であることから、申立期間②及び③の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者が昭和44年7月に国民年金の加入手続を行っていることにより、申立人の加入手続も同年7月に行われたことが推認できることから、申立期間①の保険料は過年度納付となり、市役所では納付できない。

また、申立人の所持する国民年金手帳には、申立期間に係る昭和42年度及び43年度の国民年金印紙検認記録欄に昭和44年10月のA市の検認印で割印が押され、印紙検認台紙が切り取られていることから、申立人は申立期間の保険料を納付していたと主張するところ、印紙検認台紙の切り取りは未納の場合でも行う処理であり、国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄に検認印が押されていないことから、申立期間の保険料を納付していたことを裏付けるものとはいえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から47年3月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年6月まで

私は、平成6年4月にA事業所に就職したが、採用後3か月間は研修期間となるので国民年金に加入するよう就職先から言われ、母が国民年金保険料を納付してくれていたはずなのに申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により平成5年9月に払い出され、20歳になった同年*月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立人は6年4月からA事業所で働き始めたが、採用後3か月間は研修期間のため厚生年金保険に加入しておらず、申立人の年金手帳には6年4月に国民年金の被保険者資格を喪失した記録は記載されていないことから、申立期間は本来国民年金の被保険者期間であり、市町村において国民年金保険料の現年度納付書が作成されていた可能性がある。

また、申立人は申立期間の保険料は申立人の母が納付していたと申述しているところ、申立期間に同居していた申立人の父の標準報酬月額は最高月額であり、経済的に保険料を納付できる環境にあったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入期間に未納は無く、申立期間は3か月と短期間であることを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年11月9日から31年2月16日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B丸）における資格取得日に係る記録を30年11月9日に、資格喪失日に係る記録を31年2月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和31年2月18日から32年9月6日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（C丸）における資格取得日に係る記録を31年2月18日に、資格喪失日に係る記録を32年9月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年6月25日から29年6月28日まで
② 昭和30年11月9日から31年2月16日まで
③ 昭和31年2月18日から32年9月6日まで

私は、申立期間①においてはD県E市のF社所有の漁船「G丸」にH（職種）として乗船し、申立期間②においてはE市のA社所有の漁船「B丸」にI（職種）として乗船し、申立期間③においては同社所有の漁船「C丸」にI（職種）として乗船したが、この間の船員保険が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、申立人から提出された船員手帳及び元同僚の証言により、申立人は、A社が所有する「B丸」及び「C丸」にI（職種）として乗船していたことが確認できる。

また、A社の元船員保険事務担当者は、「A社では、同社の船に乗っ

ていた者については、必ず船員保険に加入させ、保険料は給与を支給する全員から控除していたはずである。」と供述している上、同社の解散当時の役員は、「当時、A社では、船員手帳を所持している者については、乗船している期間、給与から船員保険料を控除し、社会保険事務所（当時）に納付していたと思う。」と供述している。

これらのことから判断すると、申立人は申立期間②及び③において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②及び③の標準報酬月額については、申立人の船員手帳の給料欄に記載されている金額から、1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②及び③の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年11月から31年1月及び同年2月から32年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①については、申立人から提出された船員手帳により、申立人は、F社所有のG丸にH（職種）として乗船していたことは確認できる。

しかし、船舶所有者F社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間①において船員保険に加入している者は、J（部門）長及びK（部門）長の2名のみであるが、当該2名の所在は不明であり、上記船員保険被保険者名簿においては、申立期間①と同時期（昭和28年6月1日から30年8月25日までの間）に船員保険の加入記録を有する者が9名確認できるが、申立人の氏名は無く、H（職種）及びI（職種）の職務の者は確認できない上、9名の元同僚のうち所在が判明し、唯一供述を得ることができた元同僚は、G丸には乗船していないと供述しているため、申立人の船員保険の加入について確認できない。

さらに、当該事業所に係る別の船員保険被保険者名簿において、申立人が氏名を挙げた元同僚が昭和27年8月22日から29年6月16日までJ（部門）長として船員保険に加入していることが確認できるが、申立人の氏名は無い。

加えて、船舶所有者F社は、既に船員保険の適用船舶所有者ではなく

なっており、当時の賃金台帳等の関係資料の所在も不明のため、申立期間①における船員保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 56 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 1 日から 10 年 7 月 11 日まで

私は、平成 8 年 7 月から 10 年 6 月までの期間において、標準報酬月額 56 万円に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていたが、標準報酬月額が 30 万円に引き下げられているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「平成 9 年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書」の社会保険料額（平成 8 年）は、標準報酬月額 56 万円に相当する健康保険料及び厚生年金保険料の合計額と一致することから、申立人は、申立期間のうち、8 年 7 月から同年 12 月までの期間について、その主張する標準報酬月額（56 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人と同じく平成 8 年 7 月 1 日の標準報酬月額が従前の届出額よりも引き下げられた者が 7 名いることが確認できるところ、そのうち 2 名は、「平成 10 年に会社が倒産したが、それまでの間、給与の手取りが低くなったことは無く、また、標準報酬月額を低くする話は聞いていない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張

する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 56 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る申立人の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立人の主張する厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を21万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月17日

私は、平成16年12月の賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、平成16年12月17日に標準賞与額(21万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで
申立期間については、脱退手当金が支給されていると社会保険事務所(当時)で説明を受けたが、当時、A 県での新しい生活で頭が一杯で、年金の事など考える余裕は無く、脱退手当金のことは知らないで、これを請求することはあり得ず、脱退手当金を受け取った覚えも全く無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者 6 人のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみであり、元同僚が「事務担当者から年金は将来に大事なものだから被保険者証を大切に保管しておくようにと言われた。」と証言していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和 33 年 3 月 * 日に B 県で挙式し、その翌日には A 県に引っ越し、同年 4 月 * 日に C 区で婚姻届を提出して、姓を変更したこと、及び夫とは、結婚後も共稼ぎをすると話し合っていたものの、仕事に必要な資格を取るのに手間取り、昭和 35 年 5 月 1 日に次の事業所に就職したことなどを供述しているところ、口頭意見陳述の結果、申立人は当時の状況のある程度詳細に記憶しており、申立人の主張は基本的に信用できる上、申立人の夫もそれを裏付ける証言をしていることを踏まえると、申立人には仕事を継続する意思があったものと認められることから、申立人が自らの意思で脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成8年1月から同年9月までは41万円、同年10月から10年3月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から10年4月1日まで

私は、申立期間当時、A社において38万円程度の給与を支給されていたが、オンライン記録では、標準報酬月額の記録は15万又は10万4,000円とかなり低くなっている。当時の給与明細書を提出するので、正当な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成8年1月から同年9月までの期間は41万円、同年10月から9年3月までの期間は38万円と記録されていたところ、同年3月28日付けで、8年1月から9年3月までの期間の標準報酬月額を15万円に、10年5月7日付けで、9年4月から10年3月までの期間の標準報酬月額を10万4,000円に、それぞれ遡及して引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所においては、申立期間とほぼ同じ期間について、標準報酬月額を遡って訂正されている被保険者が申立人のほかにも複数名確認できる。

さらに、当該事業所から社会保険事務の委託を受けていた社会保険労務士が保管する記録では、申立人の平成8年10月及び9年10月の定時決定における標準報酬月額は、上記遡及訂正前の記録と一致している上、申立人から提出された同年1月から10年1月までの給与明細書の写しにより、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額は遡及訂正前の標準報酬

月額に相当する金額であることが確認できる。

加えて、事業主は、「申立期間当時、社会保険料の滞納があった。」旨供述しており、申立人は、商業登記及び元同僚証言により、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行うべき合理的理由は見当たらず、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成8年1月から同年9月までは41万円、同年10月から10年3月までは38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 11 日から 44 年 12 月 15 日まで
私は、A社を昭和 44 年 12 月 14 日に結婚を理由に退職した。当時、私は脱退手当金制度を知らず、退職時に会社から脱退手当金についての説明は無く、脱退手当金を請求した覚えも、受け取った覚えも無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の5回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が6回の被保険者期間のうち申立期間のみを請求し、合計5年以上の期間になる5回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格を喪失した脱退手当金の受給資格者は13人いるが、申立人以外に当該事業所で脱退手当金を受給している者はいない上、このうち連絡の取れた5人はいずれも、「会社から脱退手当金について説明は無く、代理請求は行っていなかった。」と供述していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成4年7月1日にA社に入社し、5年3月31日に退職したが、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同日とされていることは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された給与支給明細書、退職願、退職稟議書、出勤簿及び事業主回答書により、申立人は、平成5年3月31日までA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年8月31日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月30日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D工場における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和37年10月30日から同年11月1日まで

私は、昭和33年4月から平成13年9月までA社に継続して勤務したはずであるが、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。これらの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社から提出された申立人に係る人事稟議書及び同社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、事業主の供述から、昭和36年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に

係る昭和 36 年 7 月のオンライン記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、雇用保険の加入記録、B 社から提出された申立人に係る人事稟議書及び同社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社D工場から同社E工場に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、事業主の供述から、昭和 37 年 11 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社D工場に係る昭和 37 年 9 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2 万円とすることが妥当である。

- 3 なお、申立期間①及び②の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、本来、A社C工場の厚生年金保険の適用事業所でなくなった日を昭和 36 年 9 月 1 日として、また、同社D工場の厚生年金保険の適用事業所でなくなった日を 37 年 11 月 1 日として届け出るべきところ、誤ってそれぞれ 36 年 8 月 31 日及び 37 年 10 月 30 日と届け出たと考えられるとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る 36 年 8 月及び 37 年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 2943

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和54年4月1日から61年3月31日まで、A事業所に継続して勤務していたはずなのに、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年3月31日となっているので、資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当該事業所の事業主が「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していた。」と回答していることから、申立人は、61年3月31日までA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和60年10月の被保険者名簿の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、申立人の資格喪失日を、本来は昭和61年4月1日と届け出るべきところ誤って同年3月31日と届け出、保険料も納付していないと認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、そ

の後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和37年1月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を35年10月から36年7月までは1万円、同年8月から同年12月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年10月5日から37年1月1日

私は、昭和35年9月1日から36年12月31日まで、A社B事業所に勤務しており、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、35年10月から36年12月までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人は昭和35年9月にA社B事業所に入社して以降、業務内容に変更は無く、申立期間において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人及び元同僚は、「同じC（業務）に従事していたのは9人くらいであった。」と供述しているところ、申立人と同じC（業務）に従事していた元同僚8人に厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、当時、当該事業所においては、申立人と同業種の業務に従事していたほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社B事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所にお

ける社会保険事務所（当時）の記録から、昭和 35 年 10 月から 36 年 7 月までは 1 万円、同年 8 月から同年 12 月までは 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（本社）における資格取得日に係る記録を昭和35年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年5月1日から同年8月1日まで

私は、昭和31年4月から54年9月までA社に継続して勤務していたが、35年5月1日から同年8月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できないので、被保険者記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の表彰状3枚（10年勤続、15年勤続及び20年勤続）及び当該事業所の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の供述から昭和35年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（本社）における昭和35年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明であると回答しており、そのほかに確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和37年11月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、38年7月31日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月21日から38年6月10日まで

私は、A社B工場から出向し、子会社であるC社で勤務していた期間のうち、昭和37年11月21日から38年6月10日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社は37年12月頃に不渡りを出し、38年3月に倒産したので、最後の方はA社本社で残務処理の仕事もしていたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の勤務実態について詳細に供述していることから、A社B工場及び同社の関連会社であるC社において勤務していたことは推認できる。

一方、A社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険記号番号が申立人の記号番号と3桁目だけが異なり、申立人と同姓同名、かつ生年月日も同一で、申立期間と類似する当該被保険者の資格取得日が昭和37年11月21日、資格喪失日が38年7月31日の記録が確認できるところ、同記録は、基礎年金番号に統合されていないいわゆる「宙に浮いた年金記録」となっている。

また、当該記号番号が払い出されている被保険者は、申立人とは氏名、生年月日が異なる女性で、申立期間は、別の事業所において厚生年金保険

被保険者資格を取得しており、厚生年金保険記号番号の転記誤りがあったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、A社D工場の事業主は、申立人が昭和37年11月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び38年7月31日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っていることが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から2万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、A社（現在は、B社）における平成15年4月1日から16年3月1日までの期間及びB社における17年4月1日から同年8月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、15年4月から同年9月までは11万8,000円、同年10月から同年12月までは30万円、16年1月及び同年2月は32万円、17年4月から同年7月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、C社における平成16年6月2日から同年12月30日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、16年6月から同年9月までは26万円、同年10月及び同年11月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間のうち、平成16年12月30日から17年1月8日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を16年12月30日に、資格喪失日に係る記録を17年1月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

加えて、申立期間のうち、D社における平成17年1月8日から同年3月31日に係る申立人の標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、17年1月及び同年2月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その上、申立期間のうち、平成17年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが

認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年3月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年1月11日から16年6月2日まで
② 平成16年6月2日から同年12月30日まで
③ 平成16年12月30日から17年1月8日まで
④ 平成17年1月8日から同年3月31日まで
⑤ 平成17年3月31日から同年4月1日まで
⑥ 平成17年4月1日から同年8月1日まで

私は、平成15年1月から17年7月まで、B社に継続して在籍し、入社から退職するまで月額給与34万円が支給されていた。元請会社（C社及びD社）に出向していた期間も、給与はB社から支給されていた。申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低い等級で記録されている上、平成16年12月及び17年3月が厚生年金保険に未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成15年4月から同年9月までは11万8,000円、同年10月から同年12月までは30万円、16年1月及び同年2月は32万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管する給料支払明細書及び賃金台帳の保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、当該期間について長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書及び賃金台帳の保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納入する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年3月及び16年3月から同年5月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の15年3月、16年3月、同年4月及び同年5月のB社が保管する給料支払明細書から確認できる保険料控除額とその額に相当するオンライン記録の標準報酬月額が同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象にあたらないためあつせんは行わない。

また、申立人の平成15年1月及び同年2月の標準報酬月額については、確認することができない。

さらに、平成15年1月から同年3月までの期間及び16年3月から同年5月までの期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、平成15年1月から同年3月までの期間及び16年3月から同年5月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、B社が保管する申立人の給料支払明細書及び賃金台帳（当該期間のうち、平成16年9月は無い。）により、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるが、オンライン記録では、申立人は当該期間において出向先のC社で厚生年金保険被保険者となっている。

一方、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成16年6月から同年9月までは26万、同年10月及び同年11月は24万円とすること

が妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社の当時の顧問社会保険労務士が、当該期間の申立人の標準報酬月額について15万円で届け出たと供述していることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納入する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③については、i) 当該期間の給与はB社から支給され厚生年金保険料が控除されていることが同社から提出された給料支払明細書により確認できること、ii) C社における雇用保険の加入記録において離職日が平成16年12月29日と記録されていること、iii) D社の保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、同社で17年1月8日に資格を取得していることが確認できること、iv) 申立人が、「C社での業務終了後、一旦、出向元のB社に勤務し、改めて、D社のに出向するように指示を受けた。」と供述していることから、申立人は、当該期間、B社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における平成16年12月の賃金台帳により、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、当該期間について、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間④について、B社が保管する申立人の給料支払明細書及び賃金台帳により、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるが、オンライン記録では、申立人は当該期間において出向先のD社で厚生年金保険被保険者となっている。

一方、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内

であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人の給料支払明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、D社の保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、当該期間の申立人の標準報酬月額について15万円と届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、上記訂正後の報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納入する義務を履行していないと認められる。

- 5 申立期間⑤については、i) 当該期間の給与はB社から支給され厚生年金保険料が控除されていることが同社から提出された給料支払明細書により確認できること、ii) 申立人のD社における健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書により申立人は同社において平成17年3月31日に資格を喪失していることが確認できることから、申立人は、当該期間、B社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の平成17年3月の賃金台帳の保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 6 申立期間⑥について、B社が保管する申立人の給料支払明細書及び賃金台帳により、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、B社の保管する当該期間前後の給料支払明細書及び賃金台帳から、24万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の給料支払明細書及び賃金台帳の保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、当該期間について長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書及び賃金台帳の保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納入する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は昭和22年3月21日であると認められることから、船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年12月から20年3月までは35円、同年4月は40円、同年5月は80円、同年6月から昭和22年2月までは120円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月1日から22年3月21日まで

私は、B社会保険事務所(当時)に船員手帳を提示して、船員保険の加入期間を照会したが、加入期間が昭和19年11月9日から同年12月1日の1か月という回答に納得できないので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の船員保険被保険者の加入記録は、オンライン記録において昭和19年11月9日資格取得、同年12月1日資格喪失となっているところ、C社から提出された人事記録により、申立人は同年9月25日に入社し、22年3月20日まで当該事業所に在籍していたことが確認できる。

また、上記人事記録、申立人が所持している船員手帳、申立人の具体的な記憶及び申立人が記憶していたD丸船長の船員保険被保険者の加入記録により、昭和19年11月9日から20年7月1日に海軍に入営するために下船するまで、A事業所に管理されていたC社のD丸に乗船していたことが推認できる。

さらに、申立人は、厚生労働省社会・援護局長が発行する履歴書から、D丸を下船後の昭和20年7月1日から同年9月1日までは海軍に徴集されていることが確認でき、「船員保険法(昭和20年2月19日法律第24号)第60条ノ2及び船員保険法施行令(昭和20年3月31日勅令第909号)第33条ノ3」から、被保険者が陸海軍に徴集又は招集された期間に

については、被保険者及び事業主共にその保険料は全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、当該期間に申立人が被保険者としての資格を有していたことが認められる。

加えて、海軍現役満期の昭和 20 年 9 月 1 日から C 社の人事記録により確認できる当該事業所の退職日までについては、申立人は、「乗船する船が無かったために自宅待機していた。」と述べていることから、申立人は、当時、予備船員（船舶に乗り込むために雇用されているが、船内で使用されていない者。）であったと思われ、予備船員を船員保険の被保険者とする制度が申立期間中の同年 4 月 1 日から開始されていることから、申立人が被保険者としての資格を有していたことが認められる。

一方、申立人の船員保険被保険者の加入記録は、上述のとおり、昭和 19 年 11 月 9 日資格取得、同年 12 月 1 日資格喪失となっているところ、船員保険被保険者台帳の「資格取得」欄は、同年 11 月 9 日と記載されているが、「資格喪失」欄が空欄となっている上、申立人が記憶している D 丸の元同僚の船員保険被保険者の加入記録においても、申立人と同様に船員保険被保険者台帳の「資格喪失」欄は空欄となっている。

また、申立人及び元同僚の上記台帳には「船舶ノ名称」として「D」の記載があるが、D 丸の被保険者名簿及び船員保険被保険者名簿に申立人や元同僚の氏名は確認できないことから、社会保険事務所（当時）における年金記録の管理が不適切であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所の記録管理は適正とはいえず、C 社の人事記録から判断し、事業主は昭和 22 年 3 月 21 日に船員保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の船員保険被保険者台帳及び船員手帳の記録から、昭和 19 年 12 月から 20 年 3 月までは 35 円、同年 4 月は 40 円、同年 5 月は 80 円、同年 6 月から 22 年 2 月までは 120 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日及びC社（現在は、A社）における資格取得日に係る記録を昭和43年10月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月20日から同年11月1日まで

私は、昭和43年4月1日にA社に入社後、同年5月に同社B出張所に赴任し、同年10月20日付けでC社に異動した。厚生年金保険の被保険者資格を確認すると資格喪失日及び取得日が異なり申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、調査の上、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、D健康保険組合から提出された適用台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は当該事業所に継続して勤務し（昭和43年10月20日にA社B出張所からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和43年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを

得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年10月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成13年11月1日から16年7月20日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を13年11月から15年2月までは32万円、同年3月から同年8月までは28万円、同年9月から同年11月までは26万円、同年12月から16年6月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人の申立期間のうち、平成15年12月25日に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年10月1日から同年11月1日まで
② 平成13年11月1日から16年7月20日まで

③ 平成 15 年 12 月 25 日

私の A 社における厚生年金保険被保険者記録は、平成 13 年 11 月 1 日に資格取得、16 年 7 月 20 日資格喪失となっているが、私が保有する同社発行の給与明細書により、申立期間①については、資格取得日は 13 年 10 月 1 日となるべきこと、申立期間②については、標準報酬月額が控除されていた保険料相当額と相違していること、申立期間③については、支給された冬期手当の標準賞与額の記録が欠落していることから、調査の上、訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人の保有する給与明細書には事業所名は記載されていないが、申立人から提出された平成 13 年分給与所得の源泉徴収票写し（A 社発行）及び口座出納記録により、当該給与明細書は、A 社により発行されたものと認められ、上記平成 13 年分給与所得源泉徴収票、平成 13 年 9 月及び同年 10 月の給与明細書により、申立人が当該期間において A 社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得月である平成 13 年 11 月の給与明細書に厚生年金保険料 2 万 7,760 円が控除され、喪失月である 16 年 7 月の給与明細書に厚生年金保険料 1 万 9,012 円が控除された旨が記載されており、当該事業所の事業主は、「当社の保険料控除方式は、翌月控除である。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書の保険料控除額から、32 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明であると回答しており、そのほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は

申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額から、平成 13 年 11 月から 15 年 2 月までは 32 万円、同年 3 月から同年 8 月までは 28 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 26 万円、15 年 12 月から 16 年 6 月までは 28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が、当該期間について長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③については、申立人保有の平成 15 年冬期手当に係る給与明細書より、「冬期手当」として 20 万円が支給され、当該金額に相当する厚生年金保険料 1 万 3,580 円が事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、平成 15 年冬期手当に係る給与明細書により確認できる保険料控除額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明であると回答しており、そのほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は昭和 62 年 4 月 1 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 3 月 13 日にA社に入社し、平成 17 年 9 月末日に退職するまで継続して勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録が同社B支店で昭和 62 年 3 月 31 日資格喪失、同社C支店で同年 4 月 1 日資格取得となっており、同年 3 月の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和 62 年 4 月 1 日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、同社が申立期間当時加入していたD厚生年金基金から提出された「年金額・一時金計算書」により、A社B支店の資格喪失日及び同社C支店の資格取得日が、ともに昭和 62 年 4 月 1 日であることが確認できる上、当該基金及び同社の総務担当者は、厚生年金保険被保険者資格取得届、資格喪失届の様式については、「申立期間当時も複写式であったと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 62 年 4 月 1 日にA社B支店において厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和62年3月の社会保険事務所の記録及びD厚生年金基金の記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の〈申立期間〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に賞与を支給し、賞与から厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生日より2年以内に賞与支払届の届出を行っておらず、申立てに係る厚生年金保険料を納付していなかった。このことを年金事務所に相談し、同事務所に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出し、平成22年7月16日に受理された。しかし、既に時効が成立しているため年金給付に反映されないことから、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に支給された賞与に係る賃金台帳及び保険料控除証明書により、申立人は、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時に標準賞与額の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準

賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 15 件 (別添一覧表参照)

別添一覧表

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
2952	男		昭和40年生		平成17年12月27日	30万円
2953	男		昭和46年生		平成17年12月27日	70万円
2954	男		昭和25年生		平成17年12月16日	12万円
					平成18年12月27日	18万円
2955	男		昭和21年生		平成17年12月16日	22万円
2956	男		昭和49年生		平成17年12月16日	14万円
					平成18年12月27日	16万5,000円
2957	女		昭和30年生		平成17年12月16日	10万円
					平成18年12月27日	10万円
2958	女		昭和47年生		平成17年12月16日	10万円
					平成18年12月27日	16万円
2959	男		昭和35年生		平成17年12月16日	10万円
					平成18年12月27日	14万円
2960	男		昭和44年生		平成18年12月27日	4万円
2961	女		昭和50年生		平成17年12月16日	12万円
					平成18年12月27日	16万円
2962	男		昭和50年生		平成17年12月16日	20万円
					平成18年12月27日	17万5,000円
2963	男		昭和23年生		平成17年12月16日	20万円
					平成18年12月27日	14万円
2964	女		昭和48年生		平成17年12月16日	25万円
					平成18年12月27日	21万円
2965	男		昭和58年生		平成18年12月27日	3万円
2966	男		昭和50年生		平成17年12月16日	23万円
					平成18年12月27日	16万円

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年7月21日に船員保険被保険者資格を取得し、21年12月25日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年7月から20年3月までは45円、同年4月から21年3月までは80円、同年4月から同年11月までは210円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月21日から21年12月25日まで
私は、昭和19年7月21日にA社（後にB社へ商号変更）が所有するC丸（当時は、D事業所が一元的に管理）に乗船したが、同年9月に空襲に遭い、連合国軍の捕虜になった。その後21年12月24日に引揚船で日本に戻ってきたが、この期間の船員保険の加入記録が欠落していることは納得できない。調査して船員保険の被保険者期間を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「昭和19年7月からC丸に乗船し、21年12月に帰国するまで船員保険に加入していた。」と主張しているところ、申立人に係る船員保険被保険者台帳によると、申立人はC丸において、昭和19年7月21日に被保険者資格を取得し、当該船舶において20年4月1日に資格を再取得している記載が確認でき、申立人が船員保険被保険者であったことが認められるが、上記被保険者台帳では、いずれも資格喪失日欄が空白のため、喪失日が確認できない。

また、B社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人は昭和21年10月1日に当該事業所で被保険者資格を取得していることが確認できるが、当該名簿の申立人が記載されたページは全て資格喪失日欄が空白のため、喪失日が確認できない。

なお、上記被保険者台帳及び被保険者名簿に資格喪失日の記載が無いことについて、日本年金機構は、「当時の記録管理方法等が確認できず、喪失日が未記載となった理由については、不明である。」と回答している。

- 2 申立人は、昭和 19 年 9 月に E 島において空爆を受け、ほかの船員 4 名と山中へ避難したときに、連合国軍の捕虜となった旨供述しているところ、D 事業所作成の喪失船舶一覧表によると、C 丸は E 島 F 沖において同年 9 月 * 日に空爆により遭難していることが確認できる。

また、昭和 20 年 4 月 1 日から、船員保険制度上、予備船員（船舶に乗り込むために雇用されているが、船内で使用されていない者）は船員保険被保険者とされているところ、申立人は、21 年 12 月 24 日に引揚船で日本に帰国後、A 社から呼び出しを受けたが、応じることができないまま同社から現金の支給を受けた旨供述しており、申立人は申立期間において同社と雇用関係が継続していたことが推認できることから、申立期間のうち、昭和 19 年 7 月 21 日から 20 年 3 月 31 日までは船員として、同年 4 月 1 日から 21 年 12 月 24 日までは予備船員として、船員保険の被保険者であったと認められる。

- 3 申立人に係る被保険者台帳及び被保険者名簿に資格喪失日の記載が無いことについては、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、被保険者資格の届出状況は不明であり、その原因を特定することは困難であるが、多くの未記載が認められることから、申立期間当時、申立人に係る資格喪失日の記録の管理が適正に行われていたとは考え難い。

- 4 これらを総合的に判断すると、申立人に係る船員保険被保険者の資格喪失日は、申立人が日本に帰国した日の翌日である昭和 21 年 12 月 25 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記船員保険被保険者台帳及び船員保険被保険者名簿により、昭和 19 年 7 月から 20 年 3 月までは 45 円、同年 4 月から 21 年 3 月までは 80 円、同年 4 月から同年 11 月までは 210 円とすることが妥当である。

なお、戦時加算該当船舶名簿によると、C 丸は、昭和 19 年 5 月 18 日から 21 年 3 月 31 日まで戦時加算区域航行期間に該当していることが確認できる一方、前述の喪失船舶一覧表により 19 年 9 月 * 日に遭難が確認できることから、同年 7 月 21 日から同年 9 月 * 日までは、戦時加算該当期間とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和26年8月30日）及び資格取得日（27年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を26年8月から27年3月までは7,000円、同年4月から同年10月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月30日から27年11月1日まで

私は、昭和24年1月1日から29年9月28日まで、A社に辞めることなく継続して勤務していたが、26年8月30日から27年11月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和24年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、26年8月30日に資格を喪失後、27年11月1日に再度資格を取得しており、26年8月から27年10月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、当該事業所において昭和26年7月30日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した元同僚は、「私が同社に入社したとき、申立人は上司として在籍しており、4か月ぐらい申立人の下で勤務していた。また、申立人が会社を辞めたことは無い。」と証言している上、申立期間中に同社に入社した元同僚は、「私が入社した26年11月頃には、申立人は在籍しており、申立人と同じ仕事をしていた。また、申立人が会社を辞めて、再度入社したことはない。」と証言している。

また、同じ仕事をしていた先輩として、申立人が氏名を挙げた元同僚で

申立人と一緒に昭和 29 年 9 月に同社を退職した者は、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所における申立期間前後の申立人の社会保険事務所（当時）の記録及び当該事業所で申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した元同僚の記録から判断すると、昭和 26 年 8 月から 27 年 3 月までは 7,000 円、同年 4 月から同年 10 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所にこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 26 年 8 月から 27 年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和30年4月にB社（現在は、C社）に入社して以降、途中で辞めることなく平成8年7月20日まで継続して勤務していた。しかし、昭和33年12月1日から35年6月30日までは、同社の子会社であるA社に出向しており、そのうち同年6月30日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された人事記録（労働者名簿）及び申立期間に係る所得税源泉徴収簿から判断すると、申立人は、B社及びその関連会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人は、「私は、A社に昭和35年6月30日まで勤務すると同社より特別賞与をもらえるため、同日まで同社に勤務できるようにB社に依頼し、翌日、同社に戻った。」と供述していることから、異動日は同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年5月の社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を昭和 35 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から50年3月までの期間、55年7月から57年3月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から50年3月まで
② 昭和55年7月から57年3月まで
③ 昭和60年4月から61年3月まで

私は、申立期間①については、当時義父が経営していた事業所に勤務しており、義父が私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②及び③については、私が毎年12月に税金と共に役場において1年分の保険料をまとめて納付した。申立期間①、②及び③が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和50年4月頃に払い出されていることが確認でき、払出時点において申立期間①の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、関与したとする義父は既に亡くなっていることから、加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間①、②及び③は、合わせて126か月と長期間であり、これほどの長期において行政側の記録管理に誤りが発生したとは考え難い。

さらに、申立期間①、②及び③について、A町（現在は、B郡C町）の国民年金被保険者名簿と国民年金被保険者台帳の記録は一致している上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、口頭意見陳述においても、保険料を納付していたことがわがわがの周辺事情は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年1月から59年3月まで
私は、昭和56年1月に国民年金の加入手続を市役所の支所で行った。現在は夫婦の国民年金保険料を夫の預金口座から口座振替で納付しているが、当時は私が夫婦の保険料を金融機関において納付していた。年金や税金等の請求書が届けば必ず納付してきたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年1月に国民年金の加入手続を行ったと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の前後の任意加入者の資格取得日から59年2月に払い出され、同時期、加入手続を行ったことが推認できることから、56年1月に加入手続を行ったとする申述と相違する上、加入時において、申立期間のうち同年12月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和59年2月の時点において保険料が納付可能な57年1月以降について、申立人は保険料の納付方法等について記憶が定かではなく、具体的な申述を得ることができず、納付状況が不明である。

さらに、申立期間は39か月と長期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月

私は、昭和 62 年 3 月に事業所を離職後、妻の年金相談のため A 市役所に行ったところ、私の B 共済組合の資格喪失日が同年 3 月 31 日であるため、同年 3 月は国民年金への加入が必要であり、併せて妻の国民年金被保険者の種別変更が必要である旨の説明を受け、その場で全ての手続と国民年金保険料を納付した記憶がある。妻の記録は被保険者種別が変更され、保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 3 月以降に A 市役所において、妻の国民年金第 3 号被保険者の種別変更手続と共に自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申立期間は基礎年金番号制度導入前であり、国民年金の加入時において、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は国民年金の加入時に年金手帳を交付された記憶は無いと述べるなど、国民年金の加入手続及び保険料の納付について記憶が曖昧であり、具体的な加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年6月までの期間及び平成元年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から63年6月まで
② 平成元年2月から同年3月まで

私は、平成元年に結婚し、同年5月頃に町役場で国民年金の加入手続きをしたときに、国民年金保険料を半年分前納し、職員からそれまで未納であった保険料も2年間は遡って納付できると説明を受け、期間は定かではないが、遡って納付したのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年5月に町役場で国民年金の加入手続きをした際、職員に2年間遡って国民年金保険料を納付できると説明され、保険料を納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から同年10月頃に払い出されたことが確認でき、払出時点において申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である。

また、オンライン記録において、申立人は平成2年4月に12か月分の保険料を前納したところ、申立人の経営する会社が同年9月から厚生年金保険の適用事業所となったことから、申立人は厚生年金保険被保険者の資格を取得し、前納した保険料のうち7か月分が昭和63年7月から平成元年1月分までの保険料に充当され、保険料の差額が申立人に還付されていることが確認できる。

したがって、当該充当期間は、厚生年金保険の資格を取得するまでは未納期間であり、申立人が国民年金の加入手続きを行った時点において2年間

遑って保険料を納付したとの主張には不自然さが認められる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号
払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が
払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料
(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい
たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に
判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認
めることはできない。

千葉国民年金 事案 3139

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から同年 9 月まで

申立期間当時、私はA区に住んでおり、厚生年金保険に加入していた会社を退職し就職先を探していた。区から国民年金の加入案内が届き、私は加入手続を行い、親からお金を借りて国民年金保険料を納付した。納付したのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A区において国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 63 年 8 月以降にB市に払い出された番号の一つであり、申立人の前後の被保険者の国民年金保険料の納付日から平成元年 4 月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認されることから、A区において加入手続を行ったとする主張と相違する。

また、国民年金被保険者名簿から、申立人は平成元年 3 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人の所持する年金手帳の資格取得日と一致することから、当該取得日以前は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、A区役所から国民年金の加入案内が届いたと申述しているところ、同区役所に照会したところ、当時、区では厚生年金保険加入者の資格喪失記録を把握していなかったため、厚生年金保険の資格喪失者を対象に国民年金の加入案内を送付していなかったとの

回答を得ている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月から59年3月まで
私が会社を退職し、A市に転居した昭和55年7月頃、私の夫が市役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、2か月に一度自宅に来ていた市の集金人に私が納付していたのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和55年7月頃、市役所で申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人は59年4月14日、任意加入被保険者として資格を取得していることが確認でき、同時期加入手続を行ったものと推認されることから、申立人の主張と相違する上、申立人の所持する年金手帳において、「初めて被保険者となった日」が同年4月14日と記載されており、当該取得日以前の資格記録は無いことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、昭和55年6月から同年7月にかけてA市に払い出された手帳記号番号について、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査した結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から50年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から50年4月まで

私の国民年金については、結婚後しばらくしてから元夫が区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、3か月に一度、元夫が夫婦二人分を金融機関において納付していたはずなのに申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の元夫が区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、元夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料の納付については、加入時において国民年金手帳記号番号の払出しを受け、手帳記号番号を基に納付するところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、関与したとする元夫は既に亡くなっており、加入手続及び保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年7月から62年3月まで

私は20歳になった昭和55年*月頃に、親に勧められてA市役所へ行き、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は毎月銀行振込で納付していたのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は20歳になった昭和55年*月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金記号番号は62年6月に社会保険事務所(当時)からA市に払い出されており、同市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿に受付日(国民年金の加入手続日)が同年6月12日と記録されていることから、申立人の主張する20歳到達時に国民年金の加入手続が行われたとは考え難く、この受付日を基準にすると、申立期間のうち60年3月以前の期間は時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は81か月と長期間であり、申立人からは申立期間の保険料の納付金額、納付方法等についての具体的な供述が得られないため、申立期間の納付状況は不明である上、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成元年10月までの期間、2年1月及び同年4月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年1月から平成元年10月まで
② 平成2年1月
③ 平成2年4月から同年5月まで

私は、昭和63年1月頃、個人事業所を退職した際、A区役所又はB区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し、検認印の押された年金手帳を持っていたが、現在の年金手帳と交換された。申立期間の保険料は納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年1月頃、A区又はB区で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し検認印が押されていたと主張しているところ、申立人の国民年金記号番号は、平成3年7月9日に社会保険事務所（当時）からC市へ払い出された記号番号の一つであり、前後の記号番号の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の加入手続は同年9月に同市において行われ、その際、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和63年1月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したと推認でき、加入手続を行った時点では保険料の納付方法は印紙検認方式ではない上、申立期間①の過半は時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間②に係る平成2年1月の保

険料が4年3月13日に納付されたが、時効経過後の納付のため、2年2月の保険料に充当されたこと、同年2月の保険料が4年4月6日に納付されたが、重複納付のため2年3月の保険料に充当されたこと、同年3月の保険料が4年5月18日に納付され重複納付となったが、申立期間③に係る2年4月の保険料が改定されているため同年4月に充当せずに還付していること、及び同年6月から3年3月までの保険料を4年7月8日に一括で過年度納付していることが確認できることから、申立期間②及び③は、最終的に時効により保険料を納付できなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間に係る保険料の納付金額、納付場所、納付方法を具体的に記憶していないため、申立期間の納付状況等が不明である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3144

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から 63 年 3 月まで

私の父が昭和 63 年 4 月に A 市役所で国民年金の加入手続を行ったとき、20 歳に遡って国民年金保険料を納付してほしいと言われ、後日、納付書が届いたので、母が申立期間の保険料約 20 万円から 30 万円を B 銀行 C 支店から送金したはずであり、そのときの領収書等はないが、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付したとする両親は、昭和 63 年 4 月頃に加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金記号番号は同年 11 月 24 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された記号番号の一つであり、A 市の保管する国民年金被保険者名簿には、申立人の国民年金の加入手続を「平成元年 1 月下旬」に受理したと記録されている。

また、上記年金手帳には「初めて被保険者となった日 昭和 63 年 4 月 1 日」と記載されており、上記国民年金被保険者名簿の記録及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である上、申立人は同年 3 月まで大学生であったことから、申立期間は任意加入対象期間であり、加入手続を行った平成元年 1 月の時点で遡って保険料を納付することも制度上できない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号抽出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金記号番

号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年2月までの期間、9年3月から同年5月までの期間、11年4月から12年2月までの期間、同年6月及び13年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月から5年2月まで
② 平成9年3月から同年5月まで
③ 平成11年4月から12年2月まで
④ 平成12年6月
⑤ 平成13年6月から同年9月まで

私は、仕事や住所の変更が多く、また、氏名変更もあるが、その都度変更手続きを行い、国民年金保険料は滞納すること無く全て納付しているはずなので、被保険者記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の全てについて、国民年金保険料の納付時期、納付場所、納付金額等の明確な記憶は無く、申立期間の納付状況が不明である。

また、申立期間①については、オンライン記録によれば、第3号被保険者の非該当処理が平成4年7月27日に行われていること、及び申立期間①後の申請免除期間の該当処理が6年1月25日に行われていることから、申立期間①の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間②、③、④及び⑤については、平成9年1月の基礎年金番号導入後であることから、保険料の収納事務の電算化が図られた後であり、年金記録事務における事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

加えて、申立期間は5回と多数回に及んでいる上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年11月から62年2月までの期間及び平成8年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年11月から62年2月まで
② 平成8年12月

私は、申立期間①の国民年金保険料を母に手渡し、母が代わりに保険料を納付してくれていたはずである。また、申立期間②の保険料は、詳細は覚えていないが、納付しているはずであり、申立期間①及び②が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、平成4年3月21日に国民年金の被保険者資格を取得したことが記載され、その後の被保険者資格の喪失及び申立期間に係る資格取得の記載は無く、オンライン記録においては同年11月9日に資格を喪失後、10年4月18日に再取得するまで申立期間に係る被保険者資格の取得及び喪失の記録が無いことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料納付の前提となる別の国民年金記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①については、申立人は申立期間①の保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする母の記憶が曖昧であること、及び申立期間②については、申立人は加入手続及び保険料の納付時期、納付方法、納付金額等について具体的に記憶していないことから、申立期間①及び②の納付状況等は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3147 (事案 1224 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 58 年 12 月まで
私の昭和 41 年 1 月及び同年 2 月の厚生年金保険の加入記録が見つかったのに、それよりも後の 30 年前に納付した国民年金の納付記録が見つからないのは納得できないので再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、記憶が不鮮明なため具体的な納付状況を述べておらず、申立人自身はこれらに関与していないため、保険料の納付状況等が不明確であること、ii) 申立期間は 54 か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 4 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人が氏名を挙げた義姉から聴取したが、申立期間の保険料を納付したことを推認できる具体的な申述は得られず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3148

第1 委員会の結論

申立人の平成11年10月から13年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月から13年2月まで

私は、A社を退職した後、次の事業所で厚生年金保険に加入するまで、B信用金庫（現在は、C信用金庫）の職員に国民年金の加入手続を行ってもらい、国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未加入とされていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、国民年金の再加入手続を行ったと主張しているが、オンライン記録により、平成12年6月22日及び14年2月20日に、申立期間について国民年金への加入を促す勧奨状が作成されたものの、最終的に申立期間に係る加入手続が行われなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金への再加入状況、国民年金保険料の納付場所、納付方法等についての記憶が明確ではなく、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から4年3月まで

私が20歳になったときに、両親が国民年金の加入手続きを行い、平成4年4月に厚生年金保険に加入するまでの間の国民年金保険料を納付してくれていたはずなのに、申立期間が未加入の記録とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときに、その両親が国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているが、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の母は、申立人及びその兄の二人分の保険料を納付していたと主張しているが、申立人の兄は、前後の被保険者の納付記録により、平成6年7月頃に国民年金の加入手続きを行ったと推認できる上、オンライン記録により、4年7月から6年3月までの保険料を同年8月4日に一括して過年度納付したことが確認できることから、二人分の保険料を納付していたとする主張とは相違している。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、手続きを行ったとする申立人の母は、保険料の納付方法、保険料額及び年金手帳の受領についての記憶が明確ではなく、保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から48年3月まで

私は、昭和41年に結婚し、その2、3年後にA区で国民年金の加入手続を行い、20歳からの国民年金保険料を遡って全額納付し、夫の保険料は数年分を一括で納付した。その後は、半年分又は1年分の保険料をまとめて納付していた。

昭和49年3月にA区からB市に引っ越したとき、B市役所で国民年金の加入手続を行った際、新しい国民年金手帳が交付され、それまで使用していた国民年金手帳は使用しないと言われたので処分した。

夫の年金の受給手続のため夫婦でC社会保険事務所（当時）に行ったとき、「奥さんは、あと何年か納付すると満額ですね。20歳から保険料は全部納付されています。」と言われていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和43年から44年頃、A区で国民年金の加入手続を行い、3年から4年分の国民年金保険料を遡って納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は49年1月10日にB市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の所持する国民年金手帳の発行日が同年4月20日となっていることから同日に加入手続を行ったことが推認でき、夫婦連番で手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が加入手続を行ったとする時点で、申立期間の過半が時

効により保険料を納付することはできない上、特殊台帳においても、申立人の夫が昭和36年4月から48年3月までの保険料を55年1月に第3回特例納付制度により納付したことは確認できるものの、申立人が申立期間の保険料を納付していたことは確認できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年4月までの期間、44年2月から46年3月までの期間、同年4月から51年3月までの期間及び平成11年4月から13年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から40年4月まで
② 昭和44年2月から46年3月まで
③ 昭和46年4月から51年3月まで
④ 平成11年4月から13年3月まで

私は、昭和44年2月に会社を退職後、A区で国民年金の加入手続を行い、申立期間②の国民年金保険料は自宅に来ていた集金人に納付しており、申立期間①及び③の保険料は未納となっていたが、結婚した51年11月頃に妻が遡って保険料を納付したはずであり、申立期間①、②及び③が未納とされていることは納得できない。また、申立期間④については、妻が追納の手続を行い、保険料を追納したはずなのに申立期間④が申請免除期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及び前後の任意加入者の資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和53年4月頃と推認でき、同時点で当該期間のうち、50年12月以前の国民年金保険料は、特例納付によらなければ時効により、納付することができない。

また、申立人の妻が申立期間①及び③の保険料をまとめて納付したとする昭和51年11月頃は、申立人は国民年金に未加入のため、制度上、保険料を納付することはできず、申立人が国民年金の加入手続を行った53年4月頃は特例納付制度の実施期間ではない上、申立人の妻がまとめて納付した

とする保険料額も実際に申立期間①及び③を納付する際に必要となる金額とは異なる。

さらに、申立期間④については、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、保険料の収納事務の電算化が図られた後であることから、年金記録事務における事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性が少なく、オンライン記録により、追納申込の記録は確認できず、追納するための納付書は発行されてないため、申立期間④の保険料を納付することはできない。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年7月から13年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月から13年6月まで

私は、親に勧められたこともあり、収入が安定してきた平成13年10月頃にA郵便局で国民年金の加入手続を行い、同年7月分から国民年金保険料の納付を始めた。また、その時点で納付することのできる過去2年間分の未納保険料を、郵送されてきた納付書に現金を添えて、半年分を2回、残りの1年分を1回、それぞれA郵便局で納付したのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年10月頃にA郵便局で国民年金の加入手続を行い、過去2年間の国民年金保険料を納付したと申述しているところ、申立人は9年1月以降の20歳到達時に基礎年金番号が付番されており、オンライン記録において、15年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、申立人に「第1号・第3号被保険者取得勧奨」が送付され、その勧奨により国民年金の加入手続を行い、同年8月15日に過年度納付可能な13年7月から14年3月までの保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、保険料の収納事務の電算化が図られた後であることから、年金記録事務における事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は低い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年1月まで

私は、A市役所から国民年金保険料の未納についての通知を受け、夫がすぐに現金を持って行き、未納の保険料を納付した。納付した保険料額は忘れたが、私より夫の方が納付した金額は少額だったことを覚えており、申立期間の保険料は納付していたのに、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿から昭和46年8月6日にA市において夫婦連番で払い出されていることが確認でき、オンライン記録及び特殊台帳には、38年2月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが記録されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人の特殊台帳において、申立期間後の国民年金の被保険者資格を取得した昭和38年2月から44年9月までの保険料を第1回特例納付制度を利用して当該期間を3回に分けて納付していることが確認できる上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

私は、短期大学を卒業したばかりの平成7年*月に20歳になったが、このときに父又は母が国民年金の加入手続を行い、A市役所で国民年金保険料を納付した。父は5年前に亡くなっており、どちらが行ってくれたのか定かでないが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、厚生年金保険記号番号のみ記載され、国民年金記号番号の記載が無く、「国民年金の記録(1)」欄に国民年金の資格記録が記載されていることから、申立人の加入手続は、平成9年1月の基礎年金番号制度開始以降に行われたものと推認できる。

また、年金事務所は、「申立人は平成10年12月3日にA市役所で同年11月の国民年金保険料を納付しており、このときに7年*月*日に遡及して被保険者資格を取得した可能性があり、同年3月の保険料は時効により納付できなかつたと考えられる。」と回答している。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、加入手続及び保険料の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から50年1月まで

私は、20歳になったときにA区B（施設）（当時）で国民年金の加入手続きを行い、1か月か2か月分で3,600円の国民年金保険料を同B（施設）で納付していたのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときにA区B（施設）で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張するところ、申立人の所持する年金手帳には国民年金記号番号の記載は無く、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は申立期間の保険料について、当時居住していたA区のB（施設）で送付されてきた納付書により保険料を納付したとしているところ、昭和44年当時の保険料の納付方法は印紙検認方式である上、当時申立人が納付したと述べている保険料額と実際に必要となる保険料額に差があるなど、申立人の主張には当時の納付状況と齟齬^{そご}が見られる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3156

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 8 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は妻名義の銀行口座から引落しにより納付していたのに、申立期間の保険料が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄には、昭和 58 年 8 月 22 日に任意加入被保険者の資格を取得し、同年 10 月 13 日に資格を喪失したことが記載され、A 町（現在は、B 市）のゴム印が押されている上、オンライン記録及び B 市が保管する被保険者名簿の記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から同年11月まで

私は、それまで約4年間勤めたA社を平成9年1月11日に退職し、同日付けで国民年金の加入手続を行い、職業訓練校に通学しながらB町役場（現在は、C市役所B庁舎）で同年11月まで国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をB町役場で納付していたと申述しているところ、オンライン記録において、申立期間に係る保険料の過年度納付書が平成11年9月7日に作成されており、この時点で、申立期間に係る保険料に未納があったことが推認できる。

また、申立人の国民年金の加入手続は、平成9年1月の基礎年金番号導入後であり、保険料の収納事務の電算化が図られた後であることから、年金記録事務における事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性が低い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に国民年金記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間に係る保険料の納付について、具体的なことを覚えていないことから、納付状況等については不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3158 (事案 1105 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

私は、昭和38年に国民年金の加入手続きを行い、36年4月から44年3月までの国民年金保険料は全て納付したので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が所持する国民年金手帳記号番号の払出日は44年3月以降となっていることから、41年12月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない期間であること、ii) 申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡がうかがえないこと、iii) 申立人の保険料を納付したとするその母は申立期間当時の記憶が定かではなく、保険料の納付状況について具体的な証言が得られないことから、申立期間に係る保険料の納付状況が不明であることなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、現在所持している国民年金手帳は昭和46年11月15日付けで再交付されたものであり、国民年金の加入手続きを行った38年に交付された手帳は紛失したと主張しているが、申立人の手帳記号番号は44年3月以降に払い出されたものであり、払出時点において、41年12月以前の保険料は時効により納付することができないことから、申立期間の過半は保険料を納付することはできない上、申立期間のうち36年4月から同年*月までについては、申立人は、20歳に到達しておらず、制度上、国民年金に加入できない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払

出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人からは保険料の納付を示す新たな資料の提出は無く、当初の申立てと同趣旨の主張であるため、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月1日から31年2月20日まで

私は、昭和27年11月にA社にB（職種）として入社し、45年6月に退職するまで、同社に籍を置いたままグループ企業（C社、D社及びE社）での異動はあったが、一貫してF（作業）に従事した。

A社のG部が名称変更したE社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているH社I工場は、「申立人から昭和62年10月に厚生年金保険記録の調査を依頼された際、当時の担当者は、「厚生年金保険が欠落している期間は、E社に在籍していたものと思われる。」と説明した。」と回答している上、申立人が氏名を挙げたC社の当時の給与事務担当者は、「申立期間当時、申立人の給与台帳はE社のものだったと思う。」と証言していることから、申立人は、申立期間においてE社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、申立期間当時、E社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、A社G部が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和28年7月1日）に被保険者資格を喪失した5名について、その後の厚生年金保険の加入記録をみると、申立人を含めた3名は、C社J工場で被保険者資格を取得し、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以後の申立期間において被保険者記録が確認できない。

一方、ほかの2名のうち、申立人がE社の工場長として氏名を挙げた元上司は、A社K工場で被保険者資格を取得し、申立期間においても同社K

工場で被保険者資格を有しており、残りの1名は、同社K工場で資格を取得し、申立期間の4か月ほど前の昭和29年6月19日に資格を喪失している。

さらに、上記元上司は既に死亡しており、ほかの元同僚3名は所在が不明である上、申立人が籍を置いていたとするA社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立期間当時の厚生年金保険への加入状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月1日から29年1月1日まで
私は、昭和27年9月頃にA社（現在は、B社）に正社員として入社し、28年12月末に退社した。厚生年金保険料は、毎月給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が昭和28年2月1日付けで発行した身分証明書を所持し、申立期間当時の支店長の氏名を記憶していることから、申立期間に同社C支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の元同僚は、「申立期間当時、D（職種）は厚生年金保険の加入対象ではなかった。」と証言している上、申立人が同じD（職種）として氏名を挙げた元同僚2名は、いずれも当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、申立人は、「当時、女性のD（職種）は10名ぐらいいた。」と供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を有している女性職員2名について、上記元同僚は、「A社C支店及び同社E支店の事務員であり、いずれもD（職種）ではない。」と供述している。

さらに、B社は、「申立期間当時の関係資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2972

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月1日から30年8月10日まで
私は、昭和28年春にA社にB（職種）の助手として入社したが、同社での厚生年金保険の被保険者資格取得日が30年8月10日になっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び元同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、「当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和28年11月1日に10名、30年8月に8名（申立人を含む。）、31年5月に3名がそれぞれ被保険者資格を取得していることから、申立期間当時、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いでなく、一定期間経過後にまとめて加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月1日から7年4月1日まで
② 平成8年4月1日から14年2月1日まで

私は、申立期間①及び②においてA事業所に勤務していたが、この間の標準報酬月額が、給料支払明細書の支給額に交通費を加えた給与額に比べ低くなっているため、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することになる。

したがって、申立人が所持する申立期間に係る給料支払明細書により、報酬月額又は控除保険料に見合った標準報酬月額は、いずれの月もオンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人は、申立期間の標準報酬月額は「通勤交通費」を含めれば、さらに高くなる旨を主張しているところ、標準報酬月額に申立人が主張する「通勤交通費」を加算した場合においても、いずれの月もオンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないためあっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 3 月 31 日まで、A 事業所（現在は、B 事業所）にて C（職種）として勤務し、その間は厚生年金保険に加入していたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所が保管する申立人の人事記録、人事異動通知書及び在籍証明書から、申立人は、申立期間において、A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所から提出された職員別給与簿によると、申立期間において給与から厚生年金保険料及び健康保険料は控除されておらず、所得税のみが控除されていたことが確認できる。

また、B 事業所が保管する賃金職員向け処遇説明資料（平成 6 年 1 月作成）には、賃金職員の厚生年金保険への加入手続については、採用の際、本人の意思を確かめて実施することと記載されており、同事業所では、「申立期間当時、非常勤職員である C（職種）についても賃金職員と同様の取扱いをしていたと思われる。」と回答している。

さらに、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで

私は、A社に昭和 43 年 12 月に正社員として入社し、B区Cの社員寮に入っていた。入社してすぐに社会保険の手続きをしてくれたはずなのに、厚生年金保険の加入記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主の妻は、「申立人が勤務していたことは覚えている。」と供述していることから、勤務期間は明らかでないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が先輩として氏名を挙げた2名は、いずれも申立期間後に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間において当該事業所に係る被保険者記録が確認できない。

また、別の元同僚は、「私は昭和 43 年 5 月頃入社して、翌年の 44 年 4 月に退職したのを覚えているが、厚生年金保険の被保険者期間は 43 年 8 月からとなっているので、当初の期間が試用期間かもしれない。」と供述していることから、当該事業所では、必ずしも従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 10 月から 22 年 7 月まで
② 昭和 30 年 9 月から 32 年 7 月まで
③ 昭和 32 年 11 月から 35 年 7 月まで
④ 昭和 40 年 1 月から同年 4 月まで
⑤ 昭和 41 年 10 月から 42 年 5 月まで

私の夫は昭和 55 年に急死し、最後の勤務先であったA事業所に提出していた履歴書には記載していないが、昭和 20 年 10 月から 22 年 7 月まではB区のC事業所に、30 年 9 月から 32 年 7 月まではD区のE事業所に、同年 11 月から 35 年 7 月まではB区のF事業所に、40 年 1 月から同年 4 月まではG区のH事業所に、41 年 10 月から 42 年 5 月まではG区のI事業所にそれぞれ勤務していた。

これらの勤務期間における申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白になっていることは、納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、B区にC事業所という名称の事業所は当該期間においては厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、所在地を管轄する法務局においても、当該事業所に係る登記を確認できない。

また、申立人は既に死亡しており、その妻も事業主及び元同僚の氏名を覚えていないことから、同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立期間①当時の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、オンライン記録において、D区にE事業所という名称の事業所は当該期間において適用事業所として確認できない上、所在地を管轄する法務局においても、当該事業所に係る登記を確認できない。

また、申立人は既に死亡しており、その妻も事業主及び元同僚の氏名を覚えていないことから、同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立期間②当時の勤務実態について確認することができない。

なお、D区に近接するJ区及びK区において同じ名称の事業所が適用事業所として確認できることから当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、オンライン記録において、B区にF事業所という名称の事業所は当該期間において適用事業所として確認できない上、所在地を管轄する法務局においても、当該事業所に係る登記を確認できない。

また、申立人は既に死亡しており、その妻も事業主及び元同僚の氏名を覚えていないことから、同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立期間③当時の勤務実態について確認することができない。

なお、B区に近接するJ区及びL区において同じ名称の事業所が適用事業所として現存することから当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④については、オンライン記録において、G区にH事業所という名称の事業所は当該期間において適用事業所として確認できない上、所在地を管轄する法務局において、M社の商業登記簿は確認できたが、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主についても生年月日が不明であり、オンライン記録において個人を特定することができないことから、聞き取り調査を行うことができず、申立期間④当時の申立人の勤務実態について確認できない。

また、N商工会議所O支部は、「H事業所という名称の事業所の会員登録は無い。」と回答しており、厚生年金保険への加入について確認で

きない。

さらに、申立人は既に死亡しており、その妻も元同僚の氏名を覚えていないことから、同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立期間

④当時の勤務実態について確認することができない。

加えて、昭和40年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているP区に所在する類似した名称のH事業所について、オンライン記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤については、オンライン記録において、G区にI事業所という名称の事業所は適用事業所として確認できない上、所在地を管轄する法務局において、Q事業所の商業登記簿は確認できたが、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主についても生年月日が不明であり、オンライン記録において個人を特定できないことから、聞き取り調査を行うことができず、申立期間⑤当時の申立人の勤務実態について確認できない。

また、N商工会議所O支部は、「I事業所という名称の事業所の会員登録は無い。」と回答しており、厚生年金保険への加入について確認できない。

また、申立人は既に死亡しており、その妻も元同僚の氏名を覚えていないことから、同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立期間⑤当時の勤務実態について確認することができない。

さらに、G区に近接するP区及びK区並びにR区に同じ名称の事業所が適用事業所として確認できることから、これらの事業所のオンライン記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年9月16日に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和20年9月16日から21年1月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年4月17日まで
② 昭和20年4月17日から同年9月16日まで
③ 昭和20年9月16日から21年1月1日まで

私は、昭和19年1月頃にA社B事業所に入社し、20年4月にC県D市で引き続きA社に勤務した。同年8月15日の終戦時に、同社B事業所の所長から、B事業所に戻って残務整理をしてほしいと言われ、同社B事業所に同年12月末日まで勤務した。これらの期間のうち、昭和19年10月1日から20年9月16日までの期間の脱退手当金が21年4月22日に支給された記録があるとのことであるが、受給した記憶が無い。また、昭和20年9月16日から21年1月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録に欠落があるので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄に給付の種類を「脱手」とする資格期間、支給金額、支給年月日の記載があるとともに、申立期間①及び②の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めること

はできない。

- 2 申立期間③については、申立人がC県D市からA社B事業所に戻って勤務したことを、複数の元同僚が証言していることから、勤務期間は不明であるものの、申立人がA社B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人が一緒に勤務していたとする元同僚を含む女性従業員5名全員が、A社B事業所において被保険者資格を喪失した昭和20年4月17日に、C県D市に所在したA社の関連事業所において被保険者資格を取得し、同年9月16日に被保険者資格を喪失した後、A社の関連事業所に係る被保険者名簿において、被保険者資格を再取得している記録は確認できない上、同年9月16日以降の同年10月1日にA社B事業所において被保険者資格を取得している者16名はいずれも男性であることから、当該事業所では、職種等何らかの事情により、女性従業員については、異動先において厚生年金保険の被保険者資格を再取得させない取り扱いであったことがうかがえる。

また、当時の事業主は既に死亡しており、元所長は所在が不明の上、昭和26年にA社B事業所の移管を受けたE社は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していないことから、申立人の申立期間③当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 1 日から 49 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 48 年 3 月から 49 年 3 月まで A 区に現存する B 社に正社員として勤務していた。送られてきたねんきん定期便によると、入社から退社に至るまでの標準報酬月額が 4 万 8,000 円となっているが、もっと高い給与で雇用されていたはずである。年金事務所が示す標準報酬月額に納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、B 社は、保存期限経過のため、賃金台帳及び源泉徴収簿を保管していないことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、B 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日（昭和 48 年 3 月 1 日）の標準報酬月額は 4 万 8,000 円であることが確認できる上、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日（49 年 3 月 31 日）の標準報酬月額は 4 万 8,000 円であることが確認でき、社会保険事務所（当時）に届け出ている標準報酬月額と一致している。

さらに、申立人と同じ時期に入社し同様の業務をしていたとする当時の同僚の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額（4 万 8,000 円）と同額であり、申立人の標準報酬月額がほかの同僚の標準報酬月額と比較して著しく低額であると認められない上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において記録が訂正された

形跡は無く、記録管理に不自然さは認められない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2979

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から同年 12 月まで

私は、昭和 44 年 5 月から同年 12 月まで A 社（現在は、B 社）に勤務したが、その全期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白になっているので、調査の上、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人は、申立期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該元同僚は、「雇用形態は、アルバイトであった。アルバイトについては、社会保険（厚生年金保険（厚生年金基金を含む。）、健康保険、雇用保険）に加入していなかったと思う。」と供述している。

また、A 社が、申立期間当時加入していた C 厚生年金基金の記録を管理している企業年金連合会は、「申立期間に申立人に係る厚生年金基金の加入記録は無い。」と回答している。

さらに、申立期間当時の元事業主は既に死亡しており、当時の関係資料が無いことから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人が氏名を挙げた元同僚 1 名及び当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を有している 5 名のうち、所在が判明し回答を得ることのできた 1 名は、いずれも申立人のことを覚えていたが、勤務期間についての供述を得ることはできない上、A 社に係る被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2980

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から 30 年 1 月 1 日まで
② 昭和 31 年 8 月 1 日から 33 年 5 月 1 日まで

私は、A社で取得した厚生年金保険の加入期間に係る脱退手当金について、受け取った覚えがないので、被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、給付種類に「脱」の記載があり、資格期間、平均標準報酬月額、支給金額及び支給日の記載があるとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和33年5月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度の創設前であり、申立期間の事業所を退職後は厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間⑥について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 1 月 1 日まで
② 昭和 37 年 2 月 1 日から 38 年 10 月 28 日まで
③ 昭和 42 年 1 月 5 日から 43 年 3 月 30 日まで
④ 昭和 43 年 7 月 1 日から 45 年 2 月 1 日まで
⑤ 昭和 45 年 2 月 1 日から 47 年 5 月 15 日まで
⑥ 昭和 47 年 5 月 15 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 4 月 1 日にA社に入社して以降、47 年 5 月 15 日にB社を退職するまでに勤務した5社のうち、C社を除く4社の厚生年金保険の被保険者期間において、脱退手当金の支給決定がされているが、脱退手当金を受給した覚えがなく納得できない。

また、B社を退職したのは昭和 47 年 8 月末日であり、厚生年金保険の被保険者期間が間違っているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③、④及び⑤については、申立人が勤務していたB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和47年9月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退

手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間⑥については、申立人が氏名を挙げた元同僚2名及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を有していた元同僚2名の計4名に照会したところ、申立人のことは記憶しているものの、勤務期間について具体的な証言を得ることはできず、勤務期間が特定できない。

また、B社は、既に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も死亡しており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、B社の事業所別被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月7日から36年7月4日まで
私は、平成22年4月頃、年金事務所の回答で、脱退手当金を受給したことになることを知った。A社B工場に勤務していた昭和32年10月7日から36年7月4日までの期間について脱退手当金の請求手続をした覚えは無く、脱退手当金をもらっていないので記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2983 (事案 388 及び 1306 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月1日から同年12月1日まで
② 昭和29年2月10日から同年12月1日まで

当初の申立て及び再申立てに対する年金記録の訂正は必要でないとする通知は、A社での弟との関係を理由に結論を出しているが、申立期間①及び②において、私は弟と勤務が重なった時期は無いので理由にならないと思う。

また、A社の当時の専務が記載した、私が厚生年金保険に加入していたとの書面を添付するので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が見当たらないこと、申立人が一緒に勤務したと供述していた申立人の弟も当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が見当たらないこと、及び当該事業所における申立人とその弟の役職の違いが雇用形態の違いであることは理由にならないことなどを理由にして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月4日付け及び同年11月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間における厚生年金保険料が控除されていることを示す資料として、新たにA社の当時の専務が記載した、申立人が厚生年金保険に加入していたという内容の書面を提出しているが、この書面に記載されている保険料控除に係る事実は、確認することができない。

また、元従業員の供述から申立人が申立期間当時、A社B事業所で勤務していたことは推認できるが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被

保険者名簿において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 27 年 6 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所でなくなった 29 年 12 月 1 日までの期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 9 月 26 日に A 社で入社面接を行い、同年 10 月 1 日から勤務を開始した。厚生年金保険の加入記録を確認したところ、資格取得日が同年 11 月 1 日からになっているが、同年 10 月 1 日から厚生年金保険に加入していたはずであり記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人の退職年金保険料の関連資料から、申立人が、申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所が保管する、申立人に係る「健康保険・厚生年金保険被保険者資格確認および標準報酬決定通知書」により、厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 47 年 11 月 1 日であることが確認でき、オンライン記録の資格取得日と一致している。

また、当該事業所では、「当時、従業員の出入りが多く、資格取得届をまとめて提出していたようだが、届出を行っていない者から厚生年金保険料を徴収することは無いと思う。」と回答している上、当該事業所で申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者は 23 名いることが確認でき、そのうち聴取することができた 4 名はいずれも「資格取得日以前に入社した。」と述べている。

さらに、前記 4 名のうちの 1 名は、「入社したのは昭和 47 年 8 月若しくは同年 9 月であるが、厚生年金保険に加入するまで少し期間が空いたので国民年金に加入した。」と供述しており、ほか 3 名のうち 2 名も同様に同年 10 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から30年4月1日まで

私は、昭和27年10月1日から46年11月20日までA社でB（職種）として勤務していたが、27年10月1日から30年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者期間として認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けた。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたC（機関）D部長名の感謝状に係るC（機関）からの回答及び元同僚の供述から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A社は、昭和27年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同年10月1日から同年12月1日までの期間は、適用事業所となる前の期間である上、当時の事業主、総務担当の専務及び男性の総務担当者は既に亡くなっており、申立人が、当該期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認することができない。

また、昭和29年4月に当該事業所に入社したと記憶している元同僚が、「当時は社員の出入りが多く、厚生年金保険の加入は少なくとも入社1年以上後であり、中には2、3年も加入できない者がいた。」と供述している。

さらに、申立人は昭和30年4月1日にA社で厚生年金保険被保険者の資格を取得しているが、厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、申立人の厚生年金保険手帳記号番号の払出日は同年4月15日となっている上、

申立人は当該事業所において相手帳記号番号で厚生年金保険に加入している以外、厚生年金保険の被保険者記録は無く、申立人も「厚生年金保険被保険者証を受け取ったのは一度である。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2986

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月1日から40年1月1日まで
② 昭和40年1月16日から42年1月1日まで
③ 昭和43年8月1日から44年4月1日まで
④ 昭和44年4月1日から45年11月1日まで

私は、昭和38年12月から42年1月までA事業所及びB社に勤務し、また、43年8月から45年10月までC社及びD社に正社員として勤務していたが、厚生年金保険被保険者の加入記録が無い。資料は何も無いが、申立期間の被保険者資格記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元同僚等の証言により、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該期間における雇用保険の加入記録は確認できないことから勤務期間が特定できない上、申立人は、「当時、国民年金と国民健康保険に加入していた。」と供述しており、オンライン記録においても当該期間に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、オンライン記録により、当該事業所は、昭和40年8月9日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所になる前の期間である。

さらに、当該事業所の元事業主の親族は、「自分の厚生年金保険料が控除されたのは、申立人が退職した後になってからである。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、事業主の回答により、申立人がB社に勤務し

ていたことは推認できる。

しかしながら、当該期間における雇用保険の加入記録は確認できないことから勤務期間が特定できない上、申立人は、「当時、国民年金と国民健康保険に加入していた。」と供述しており、オンライン記録においても当該期間に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、オンライン記録により、当該事業所は、昭和 42 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所になる前の期間である。

さらに、当該期間について、申立人は元同僚の氏名を記憶していないが、事業主の回答により判明した同時期に勤務していた元同僚は、「日給及び月給で雇用され、厚生年金保険料として給料から差し引かれた金額は無かった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、事業主の回答により、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該期間における雇用保険の加入記録は確認できないことから勤務期間が特定できない上、申立人は、「当時、国民年金と国民健康保険に加入していた。」と供述しており、オンライン記録においても当該期間に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、オンライン記録により、当該事業所は、昭和 48 年 7 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③は適用事業所になる前の期間である。

さらに、元事業主は、「申立期間は個人商店としての営業であり社会保険料の払込みはしていない。」と回答している。

加えて、申立人は、元同僚の氏名を覚えていないことから、元同僚から聞き取り調査を行うことができず、当該期間の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④については、元上司の証言により、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該期間における雇用保険の加入記録は確認できないことから勤務期間が特定できない上、申立人は、「当時、国民年金と国民健康保険に加入していた。」と供述しており、オンライン記録においても当該期間に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、事業主は、「申立期間当時の書類は残っておらず、経理担当だった母は死亡し、当時の事業主だった父も病氣療養中で、当時の厚生年

金保険料の控除については不明である。」と回答している。

さらに、申立人は、元同僚の氏名を覚えていないことから、元同僚から聞き取り調査を行うことができず、当該期間の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2987 (事案 1486 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年から平成9年5月21日まで

私の夫は、昭和61年に新聞折込みの求人広告を見てA社B営業所に入社した。社会保険完備とのことだったのに、4、5か月たっても厚生年金保険料が給与から控除されていないため営業所長に厚生年金保険の加入をお願いしたが手続をしてくれなかった。これは違法だと思うので申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてもらいたい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社から提出された資料から申立人が平成元年3月3日から11年5月22日まで勤務していたことは推認できるが、i) 申立人の妻は、「厚生年金保険の加入について会社に要求したが手続をしてくれなかった。」と供述している上、申立人に関し、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことを認識していること、ii) 当該事業所は、申立人に関する厚生年金保険に係る届出は行っておらず、給与から保険料を控除していないと回答している上、当該事業所が提出した給与台帳から申立人が7年1月から8年12月までの期間について給与から保険料を控除されていなかったことが確認できることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき22年1月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにあたって、申立人の妻は、新たな資料として申立人が以前に病院に対して行った損害賠償請求事件に係る裁判所に提出した申立人の妻の陳述書を提出したが、この陳述書では保険料控除を示す記載は見当

たらない。

また、申立期間当時、申立人と同様に当該事業所で勤務はしていたが、厚生年金保険に加入していない2名の従業員のうち1名は、オンライン記録により、昭和61年4月から平成10年1月までの期間、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、当該事業所の事務員は、「当時は、厚生年金保険の加入は本人の希望次第であり、国民年金を納付していた上記従業員からは国民年金で足りると言われた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2988

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月1日から32年3月1日まで

私は、ねんきん特別便で、初めて脱退手当金が支給されていることを知ったが、会社を退職するときに、脱退手当金の説明を会社から受けておらず、脱退手当金を請求した記憶も無い。一時金や退職金などの金銭をもらった記憶も無いので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から14日後の昭和32年3月15日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳の「保険給付の給付種類」欄には、「脱退手当金」と印が押され、支給金額、支給年月日が記録されているなど、一連の事務処理において不自然さはない。

また、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立期間の事業所を退職後は厚生年金保険の加入歴が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2989

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A社の取締役に誘われて、昭和 58 年 5 月に同社に正社員として入社した。同社は同年 3 月に厚生年金保険の新規適用の手続を行い、申立期間において厚生年金保険に加入していたはずであり、被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管する給料支払台帳により、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、給料支払台帳の記載から、申立期間について、事業主は申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないことが確認できる。

また、当該事業所が保管する新規適用事業所現況書には、管轄の社会保険事務所（当時）の確認印が押され、厚生年金保険の適用日は、昭和 58 年 8 月 1 日と記載されていることが確認できることから、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 20 日から 37 年 2 月 17 日まで

私は、高等学校の同級生の紹介で、昭和 35 年 7 月 20 日にA社B支店に入社し、38 年 7 月 30 日まで途中で辞めることなくC（作業）に従事していたのに、35 年 7 月 20 日から 37 年 2 月 17 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できない。調査して厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、元同僚の証言から、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る閉鎖登記簿により、当該事業所は破産していることが確認できる上、当時の事業主及びB支店長は既に死亡しており、当時の資料は保存されていないことから、申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が同時期に入社したとして氏名を挙げた元同僚は、昭和 35 年 7 月に入社し、厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同様に 37 年 2 月 17 日であることが確認できる上、当該元同僚のほかに申立人が氏名を挙げた元同僚 6 人のうち 5 人についても、厚生年金保険に加入するまでの期間はそれぞれ相違するものの、入社日と厚生年金保険の資格取得日が相違している。

これらのことから判断すると、当該事業所は、社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから一定期間経過後に事業所の判断により加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2991

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 45 年 1 月 15 日まで

私は、昭和 43 年 10 月 1 日から 45 年 1 月 15 日までの期間、A 事業所に住み込みで勤務していた。しかし、この期間について元同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、私には加入記録が無いことは納得できないので、調査して加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所が保管する昭和 41 年から 47 年までの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を確認したが、申立人の資格取得届は無く、当該資格取得届に記載された健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、当該事業所の社会保険事務を担当している事業主の妻は、「申立人についての記憶は無い。申立期間当時、当事業所では、従業員が長く勤めるかどうか分からないので、本人の意思を聞いてから社会保険に加入させていたが、従業員の中には厚生年金保険料の控除により手取額が少なくなることから、加入を断る者がいた記憶がある。」と供述している。

さらに、申立期間において厚生年金保険の被保険者資格のある元同僚は、事業主の^{めい}姪を除き全員が専門学生又は既に B（職種）の資格を有する者であることが確認でき、元同僚のうち一人は、当該事業所に就職し専門学校に入るまでの見習いの期間は厚生年金保険の加入記録は無い旨供述しており、当該事業所では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、また、加入時期については従業員ごとに異なっていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2992

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から29年3月22日まで
② 昭和32年8月1日から同年9月1日まで

私は、駐留軍（GHQ）のA（職種）として、昭和24年4月から29年3月まで勤務したのに、B（地名）にあったC（施設）に勤務していた27年4月から29年3月までの期間の厚生年俵保険の加入記録が無いことは納得できないので、調査して、厚生年俵保険の加入記録を回復してほしい。

また、D社に勤務した期間のうち、入社当初の昭和32年8月の厚生年俵保険の加入記録が欠落しているので、調査して、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、元同僚の証言及び申立人がC（施設）における業務に関して具体的に記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、在日米軍施設等の従業員への雇用、労務管理等を行っているE（機関）は、「申立人の申立期間①に係る厚生年俵保険の届出は確認できず、厚生年俵保険料の控除については不明である。」と回答している上、当該事業所において申立人同様にA（職種）をしていた元同僚は、「当時、C（施設）は政府雇用ではなかった。また、給料は雇用主から直接日当でもらっていた。」と供述している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年俵保険被保険者名簿において、申立人が氏名を挙げた元同僚の氏名は確認できない。

さらに、「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被

保険者資格について」（昭和 26 年 7 月 3 日付保発第 51 号厚生省保険局長通知）により、26 年 7 月 1 日以降、非軍事的業務に使用される者は、P X等に使用される者を除き、厚生年金保険の強制被保険者として取り扱わないこととされ、A（職種）は、適用除外とされているところ、申立人は「A（職種）として勤務していた。」と供述しており、申立期間①について、申立人は厚生年金保険の強制被保険者として取り扱われない業種であったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「D社に昭和 32 年 8 月から勤務しており、入社当初より厚生年金保険にも加入していたはずである。」と主張している。

しかしながら、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②当時の事業主は所在が不明であることから、厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚は、死亡、所在不明等により聞き取り調査ができないことから、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間②において厚生年金保険の被保険者資格を取得した元従業員 8 名に対し申立人の勤務実態等について照会したところ、そのうち 4 名から回答があり、うち 2 名は資格取得日が入社日の 1 か月後であると回答しているほかは、申立人の勤務実態について具体的な証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2993

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月から 46 年 12 月まで

私は、昭和 41 年 10 月から 46 年 12 月までA社に勤務していたが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の証言から、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、元事業主に対し申立期間における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、「会社は倒産して、関連資料は保管されていないので、当時のことは不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚の厚生年金保険の加入状況について、オンライン記録を確認したところ、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、元事業主及び当該事業所に従業員として勤務していたとする元事業主の妻は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から平成 8 年 7 月まで

私が、A社に勤めていた期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、私が実際に受け取っていた給料の額と比較して著しく低いので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険に加入しており、オンライン記録では、申立期間に係る標準報酬月額が被保険者資格取得時においては32万円、平成2年10月の定時決定においては34万円、3年10月は36万円、5年10月は34万円とされている。

しかし、申立人が提出した申立期間のうち平成5年8月から8年8月までの期間に係る流動性預金元帳によると、一部の期間を除き当該事業所から、オンライン記録による標準報酬月額よりも高額な振込みが定期的に行われていることが確認できるものの、当該預金元帳の記載内容からは給与総支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない上、申立人は、申立期間のうち昭和62年7月から平成5年7月までの期間に係る給与額や保険料の控除額が分かる資料を保有していないことから、当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、現在の事業主は、「当社は、商業登記簿上は存続しているが、実態は休眠会社であり、事務所も閉鎖しており、申立期間に係る関係書類は保管されていない。また、申立期間当時のことは一切不明である。」と証言しており、申立人に係る保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所に申立人と同時期に勤務していた元同僚6人に対し、保険料の控除について照会したところ、そのうち5人から回答があったが、具体的な証言は得られず、申立人の申立期間における保険料の控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額引下げや遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は認められない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月頃から同年 7 月 10 日まで

私は、昭和 38 年の 3 月又は同年 4 月頃に新聞の募集広告で社会保険完備と記載があることを確認して A 社に入社した。

昭和 38 年 8 月に次の会社に転職したが、その間 1 か月しか勤務しなかったはずはない。また、入社時に春休み中の高校生が十数名ほどアルバイトで勤務していたことなどを覚えており、厚生年金保険の資格取得日が同年 7 月 10 日とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 38 年 3 月又は同年 4 月から A 社に勤務しており、その期間も厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業登記簿謄本により昭和 49 年 12 月 3 日に解散していることが確認でき、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は元同僚の氏名の一部しか記憶していないことから個人を特定することができないため、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち 5 名に申立人の勤務実態等について照会をしたが、そのうち回答のあった 1 名は「申立人のことは記憶に無い。自分の入社日と厚生年金保険の資格取得日が合っているかどうかは記憶に無い。また、同社に試用期間等があったかどうかは不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の適用状況等について具体的な供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2996

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月から 61 年 4 月まで
② 昭和 61 年 6 月から平成 2 年 7 月まで
③ 平成 17 年 3 月から 20 年 11 月まで

私は、昭和 56 年 10 月から 61 年 4 月まではA社、同年 6 月から平成 2 年 7 月まではB社、17 年 3 月から 20 年 11 月まではC社にそれぞれ勤務して、厚生年金保険に加入していたはずであるが、この期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できない。調査して年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は「昭和 56 年 10 月から 61 年 4 月まで、A社に勤務して厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において、A社は、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、当該事業所に係る商業登記簿謄本によると、当該事業所の設立日は昭和 61 年 6 月 25 日であり、申立期間①は会社設立前の期間である。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は「昭和 61 年 6 月から平成 2 年 7 月まで、B社に勤務して厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において、B社は、平成 3 年 4 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認でき、申立期間②は適用事業所になる前の期間である。

また、オンライン記録から、申立人は申立期間②を含む昭和 60 年 4 月から平成 2 年 12 月までの期間は、国民年金に加入しており、当該期間（平成 2 年 4 月及び同年 5 月を除く。）は免除申請していることが確認できる。

さらに、申立期間②当時の事業主は、「申立人は、当社の社員ではなく、当社の代理店として営業を行っていたので、申立人に給与を支払ったことは一切ない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は「平成 17 年 3 月から 20 年 11 月まで、C 社に勤務して厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において、C 社は、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、当時の事業主は、「申立人は、当社の社員ではない。当社はフルコミッション（完全歩合制）の会社で、申立人と雇用関係はない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。